

千葉県千葉市、東京都杉並区、東京都国分寺市、秋田県由利本荘市、秋田県能代市、鹿児島県肝属郡肝付町及び国立大学法人東京大学生産技術研究所との「科学自然都市協創連合～宇宙開発発祥の地から繋ぐコンソーシアム～」設立に関する協定書

千葉県千葉市、東京都杉並区、東京都国分寺市、秋田県由利本荘市、秋田県能代市、鹿児島県肝属郡肝付町及び国立大学法人東京大学生産技術研究所（以下「7機関」という。）は、「科学自然都市協創連合～宇宙開発発祥の地から繋ぐコンソーシアム～」（以下「本会」という。）の設立に関する事項について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

#### （目的）

第1条 黎明期における日本のロケット研究開発の足跡を戦後復興を象徴する貴重な歴史遺産と捉えて、「ロケット研究発祥の地」と称するに相応しい歴史的な経緯を備えた各地が連携することにより、宇宙開発発祥の地として互いに敬意を払いながら、それぞれの地域振興に繋がる横断的な取り組みを協働して推進することを目的とする。また、ロケット開発の足跡に想いを重ねて、科学技術を活用して夢と活力のある社会の形成を目指すと共に、地域連携の取り組みを通して知恵と経験を共有し、自然の脅威に対峙しつつも自然と触れ合い人間らしく生き生きとした生活を営めるまちづくりに連携して取り組むことにコンソーシアムの今日的な意義を見出し、その趣旨に賛同する地域や組織との連携の輪を拡げて、魅力的な社会とまちづくりに取り組むことを目指す。

#### （活動事項）

第2条 7機関は、前条の目的を達するため、規約を別に定める。

#### （有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の3ヶ月前までに7機関のいずれからも別段の申し出がなされないときは、本協定の有効期間を更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 本会を退会する場合は、退会希望日の3ヶ月前までに本協定に加盟するその他の機関の承認を得なければならない。

3 前項により、本会から退会する機関が生じた場合でも本協定は、存続するものとする。

#### （細目）

第4条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、7機関が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を 7 通作成し、7 機関が署名の上、各自 1 通を保有する。

令和 元年 7 月 2 3 日

千葉県千葉市中央区千葉港 1 番 1 号  
千葉市長

東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番 1 号  
杉並区長

熊谷 俊人

田中 良

東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1  
国分寺市長

秋田県由利本荘市尾崎 17 番地  
由利本荘市長

井澤 邦夫

長谷部 誠

秋田県能代市上町 1 番 3 号  
能代市長

鹿児島県肝属郡肝付町新富 98  
肝属郡肝付町長

齊藤 滋宣

永野 和行

東京都目黒区駒場四丁目 6 番 1 号  
国立大学法人東京大学生産技術研究所長

岸 利治